

平成26年江戸崎地方衛生土木組合告示第11号

施設整備計画支援業務（ごみ処理施設建設発注手続き支援等業務）について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

平成26年5月7日

江戸崎地方衛生土木組合管理者 田口久克

記

1. プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

施設整備計画支援業務（ごみ処理施設建設発注手続き支援等業務）

(2) 委託期間

契約締結の日の翌日から平成28年9月30日まで

(3) 委託限度額

97,558,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本組合がこの金額で契約することを約束するものではない。

(4) 担当課

〒300-0511 茨城県稲敷市高田424番地

江戸崎地方衛生土木組合総務課

電話 029-892-2841 FAX 029-892-2877

E-mail eiseidoboku@clock.ocn.ne.jp/

2. プロポーザル参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、以下の要件を満たしているものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 江戸崎地方衛生土木組合競争入札参加資格者名簿（コンサルタント業務）に登載されていること。
- ③ 募集要項公表日から契約の締結日までに、江戸崎地方衛生土木組合で準

用する稲敷市契約事務等に関する規程（平成17年告示第2号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者及び民事再生法(平成14年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ⑤ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

3. プロポーザル関係資料の交付

(1) 資料名

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- ② 参加資格に関する申立書（様式2）
- ③ 会社概要及び業務実績調書（様式3）
- ④ 業務実施体制調書（様式4）
- ⑤ 配置者調書（様式5）
- ⑥ 施設整備計画支援業務仕様書
- ⑦ 質疑応答書
- ⑧ 地域計画
- ⑨ ごみ焼却施設・リサイクルセンター基本計画

(2) 交付期間

平成26年5月7日（水）から6月2日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の9時00分から17時00分までとする。

(3) 交付場所

上記1（4）の担当課

(4) 上記資料の内①～⑧については、本組合ホームページからも入手可能。

⑨については、閲覧もしくは貸与する。

URL <http://www.eiseidoboku.or.jp/>

4. 参加意向申出書等の提出

(1) 提出期限 平成26年5月21日（水）17時00分までとする。

(2) 提出場所 上記1（4）の担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

(4) 参加の辞退 参加意向申出書を提出した後に辞退を希望する場合は「参加辞退届」を提出すること。

5. 提案書等の提出

(1) 提出期限 平成26年6月2日(月) 17時00分まで

(2) 提出場所 上記1(4)の担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

6. 審査

審査方法

プロポーザル提出者について、プロポーザル審査委員会の委員による書類審査を行い、各委員の合計点の上位5社以内を選定する。選定された業者を対象に、プレゼンテーションによる審査及び評価を行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

平成26年6月中旬頃の予定

(2) 第2次審査(プロポーザル審査)

平成26年6月下旬頃の予定

7. その他

- ① 参加意向申出書、提案書等の作成に当たっての費用は、事業者負担とする。
- ② 提出された提案書等は、審査後本組合が破棄し返却は一切認めない。
- ③ 提出された提案関係書類は、本組合が必要に応じて複製することがある。
- ④ 提出された提案関係書類は、営業上の秘密に該当する部分があると考えられることから、原則公開しないこととする。
- ⑤ プロポーザルの提出者として選定された者を公表することがある。